



海上保安制度創設70周年

# 五管区水路通報第12号

## 254項-287項

平成30年3月30日

※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第254項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域及び付近)	射爆撃訓練
第255項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域及び付近)	救難訓練
第256項	本州南岸	潮岬東方	救難訓練
第257項	豊後水道南口至足摺岬東方		飛行艇離着水訓練
第258項	本州南岸	田辺港、第1区	護岸完成
第259項	大阪湾		救難訓練
第260項	大阪湾	泉州港	潜水訓練
第261項	阪南港付近		無線方位信号所施設撤去
第262項	阪南港	第2区	小型船舶実技講習
第263項	阪南港	第3区	水上オートバイ競技会
第264項	阪南港	第3区	小型船舶実技講習
第265項	阪神港	大阪区、第3区	護岸完成
第266項	阪神港	大阪区、第3区	護岸完成
第267項	阪神港	大阪区、第3区	護岸完成
第268項	阪神港	大阪区、第3区	護岸築造工事
第269項	阪神港	大阪区、第3区	水深減少
第270項	阪神港	大阪区、第6区	航泊禁止
第271項	阪神港	大阪区、内港航路及び付近	航行制限
第272項	阪神港	大阪区、第6区及び尼崎西宮芦屋区、第1区	水中障害物存在
第273項	阪神港	大阪区、第6区及び尼崎西宮芦屋区、第1区	水深減少
第274項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第2区	護岸改修工事
第275項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第2区	ヨットレース
第276項	阪神港	神戸区、第2区	深淺測量
第277項	阪神港	神戸区、第4区	小型船舶実技講習
第278項	阪神港	神戸区、第5区	ドルフィン設置
第279項	明石海峡東方		機器試験
第280項	明石海峡	明石海峡航路	海上作業
第281項	明石海峡西方		灯浮標復旧作業
第282項	東播磨港		護岸補強工事
第283項	淡路島	富島港北東方	護岸補強工事
第284項	紀伊水道	今切港	灯付浮標復旧
第285項	紀伊水道	橋浦	灯標一時撤去
第286項	四国南岸	足摺岬東方	浮魚礁施設灯復旧
第287項	四国南岸	高知港	灯台移設(予告)

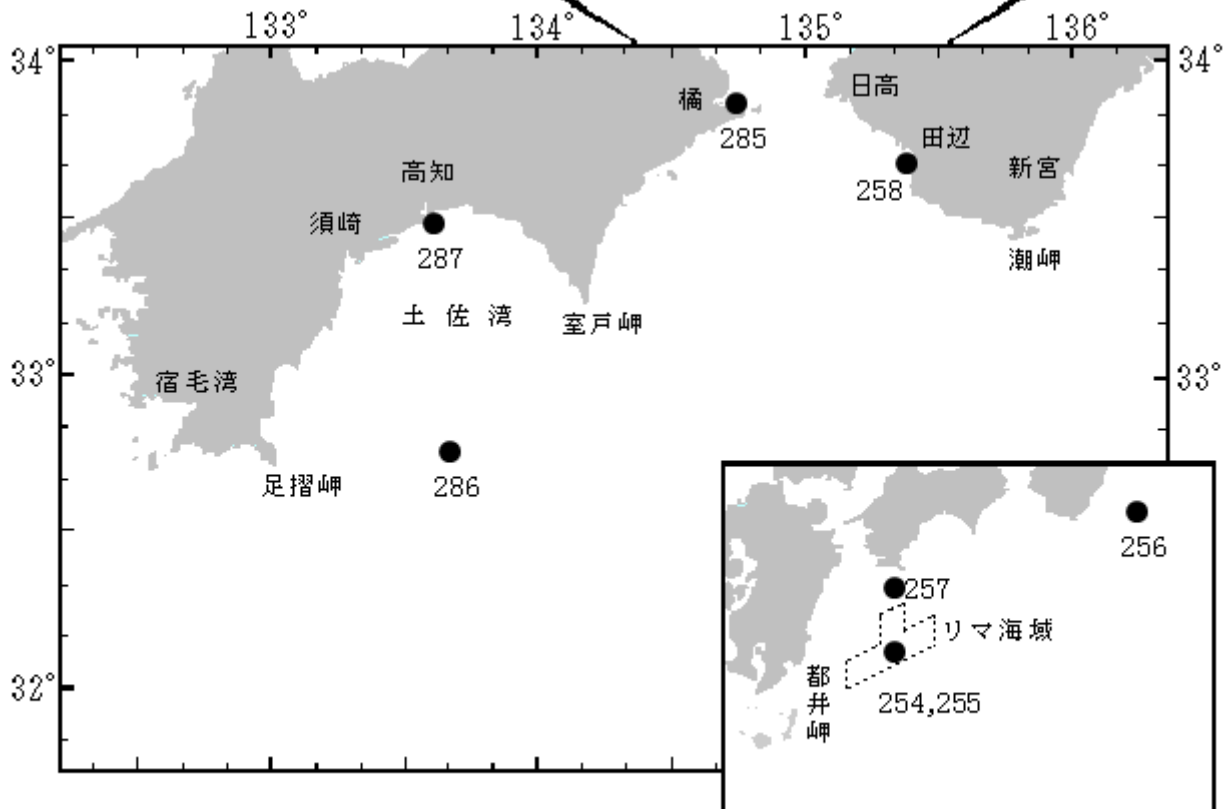
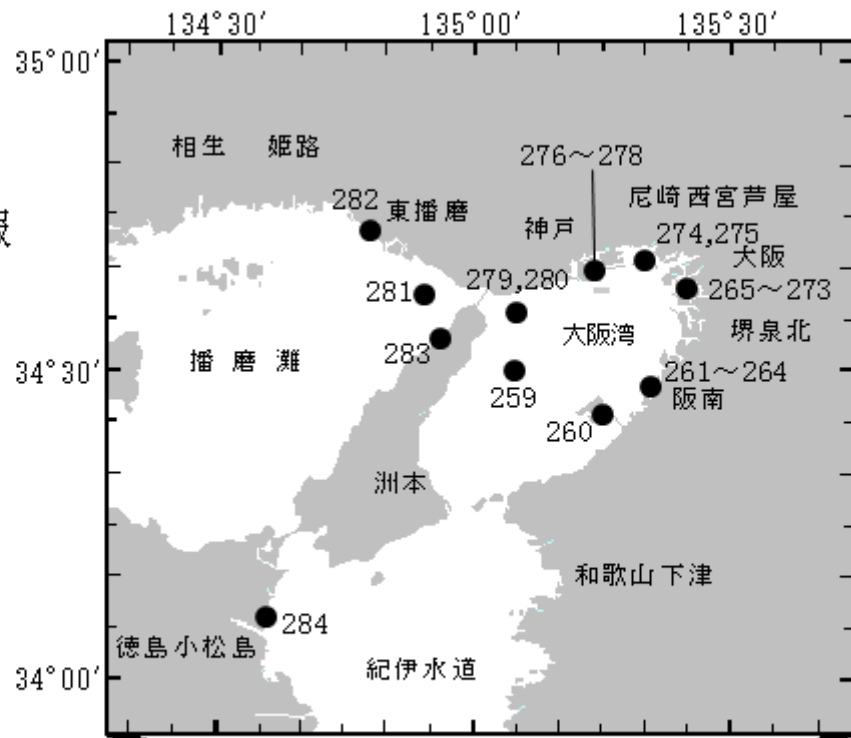
※海図の改補(小改正)のお知らせ(海上保安庁水路通報第11号(平成30年3月23日発行)掲載分)

海 域	改正内容	該当海図	項 数	五管区水路通報の項数
粟津港	送電線存在	W1216(粟津港)	190	29年15号362項

五管区水路通報

第12号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで  
〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1  
第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係  
TEL:078-391-6651(内線2515、2516)  
FAX:078-332-6307(自動受信)

※五管区水路通報提供サービス  
FAX: 078-332-6307……最新号(ポーリング受信方式)  
インターネット: URL <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

★30年254項 四国南岸 ー 足摺岬南方(リマ海域及び付近)

射爆撃訓練

自衛隊航空機による空対空射撃訓練及び空対水爆撃訓練が実施される。

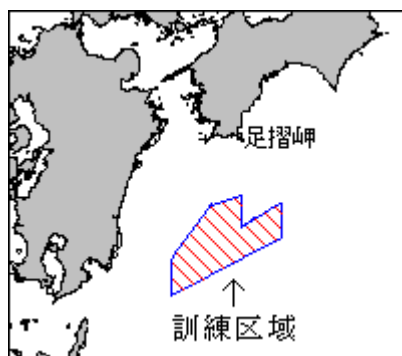
期間 平成30年4月2日～27日(土曜及び日曜を除く) 0800～1700

区域 下記10地点により囲まれる区域

- (1) 32-09-13N 132-59-51E
- (2) 31-48-13N 132-59-51E
- (3) 32-02-13N 133-29-51E
- (4) 31-42-13N 133-29-51E
- (5) 31-04-13N 132-07-51E
- (6) 31-25-13N 132-07-51E
- (7) 31-30-43N 132-09-21E
- (8) 32-00-13N 132-34-51E
- (9) 32-03-13N 132-37-51E
- (10) 32-01-43N 132-37-51E

海図 W157

出所 防衛省防衛政策局



★30年255項 四国南岸 ー 足摺岬南方(リマ海域及び付近)

救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。

期間 平成30年4月2日～27日(土曜及び日曜を除く) 0700～2100

区域 下記6地点により囲まれる区域

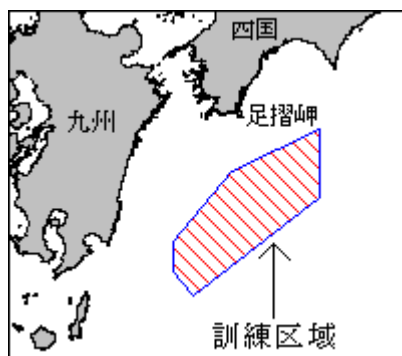
- (1) 32-35-50N 134-00-00E
- (2) 31-52-55N 134-00-00E
- (3) 30-48-13N 132-22-51E
- (4) 31-04-13N 132-07-51E
- (5) 31-23-13N 132-07-51E
- (6) 32-09-13N 132-53-51E

備考 照明筒吊光、信号筒、信号発煙照明筒、目標弾及びフレアが使用される

上記区域内に訓練捜索目標(黄色、1.25m 四方)又は一人用浮舟(橙色又は緑色)が設置される

海図 W157

出所 航空自衛隊新田原救難隊



# ★30年256項 本州南岸 ー 潮岬東方 救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。

期間 平成30年4月2日～27日（土曜及び日曜を除く）0800～2100

区域 下記6地点により囲まれる区域

(1) 34-38-12N 137-29-22E

(2) 34-38-12N 137-59-49E

(3) 34-25-12N 138-29-49E

(4) 32-40-13N 138-29-49E

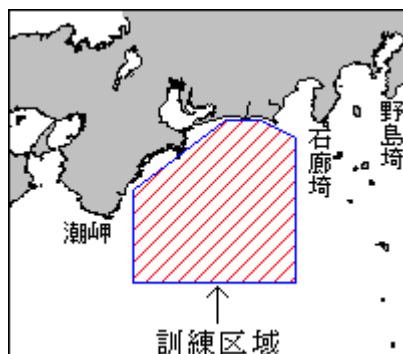
(5) 32-40-13N 136-09-50E

(6) 33-47-12N 136-09-50E

備考 キャンドルライト、スモークライト、マリンマーカー、シーマーカー及びフレアが使用される

海図 W61B

出所 航空自衛隊浜松救難隊



# ★30年257項 豊後水道南口至足摺岬東方 飛行艇離着水訓練

救難飛行艇の離着水訓練が実施される。

期間 平成30年4月2日～30日（土曜及び日曜を除く）日出～日没

区域1 32-51N 133-19E を中心とする半径10海里の円内

区域2 32-25N 132-55E を中心とする半径15海里の円内

区域3 32-40N 132-20E を中心とする半径15海里の円内のうち、132-10E以西を除く区域

区域4 下記4地点により囲まれる区域

(1) 32-44N 132-10E

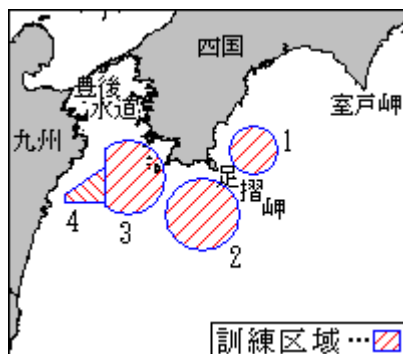
(2) 32-30N 132-10E

(3) 32-30N 131-50E

(4) 32-34N 131-50E

海図 W157

出所 海上自衛隊第31航空群



# ★30年258項 本州南岸 ー 田辺港、第1区 護岸完成

五管区水路通報 29年23号517項削除

堅田地先において、護岸が完成した。

区域1 下記7地点を結ぶ線上及び陸岸により囲まれる区域

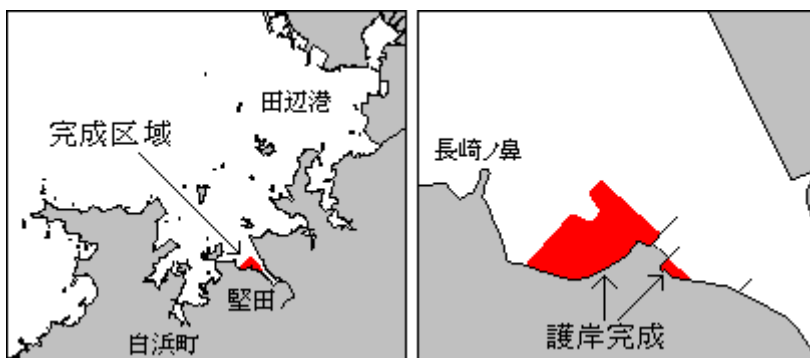
- (1) 33-41-06.2N 135-22-14.0E (岸線上)
- (2) 33-41-08.6N 135-22-16.6E
- (3) 33-41-08.2N 135-22-17.7E
- (4) 33-41-08.8N 135-22-18.3E
- (5) 33-41-09.6N 135-22-17.6E
- (6) 33-41-10.2N 135-22-18.3E
- (7) 33-41-07.6N 135-22-21.7E (棧橋上)

区域2 下記2地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (8) 33-41-06.5N 135-22-22.0E (岸線上)
- (9) 33-41-05.5N 135-22-23.4E (岸線上)

海図 W74

出所 五本部海洋情報部



# ★30年259項 大阪湾 救難訓練

大阪湾において、巡視船艇及び航空機による救難訓練が実施される。

期間 平成30年4月10日、14日～16日、25日、28日  
(予備日4月1日～30日(上記実施日を除く)) 0900～2100

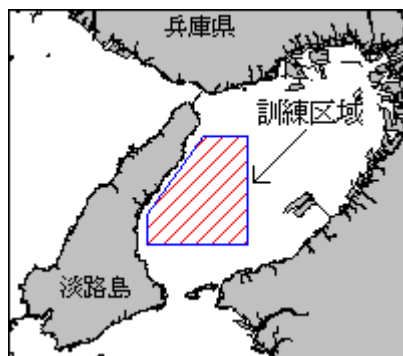
区域 下記5地点により囲まれる区域

- (1) 34-33.0N 135-02.0E
- (2) 34-33.0N 135-07.5E
- (3) 34-22.0N 135-07.5E
- (4) 34-22.0N 134-55.0E
- (5) 34-25.0N 134-55.0E

備考 巡視船艇は「UY」旗を掲揚

海図 W150A(JP共)

出所 関西空港海上保安航空基地



## ★30年260項 大阪湾 — 泉州港 潜水訓練

泉州港において、海上保安庁による潜水訓練が実施される。

期 間 平成30年4月3日、4日、9日、12日、14日、16日、19日、20日、24日、29日 0900～2300

区域1 下記2地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-26-42.7N 135-15-28.0E

(2) 34-26-38.8N 135-15-31.9E

区域2 下記6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(3) 34-26-16.2N 135-15-53.9E (岸線上)

(4) 34-26-24.5N 135-16-06.0E

(5) 34-26-13.3N 135-16-16.8E

(6) 34-24-28.2N 135-13-38.5E

(7) 34-24-40.4N 135-13-28.5E

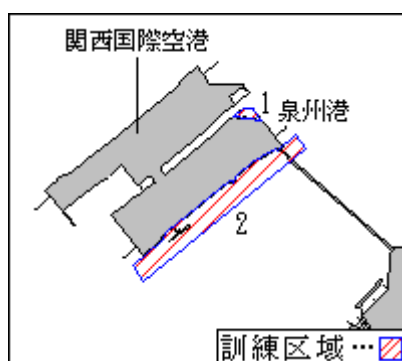
(8) 34-24-48.1N 135-13-40.0E (岸線上)

備 考 警戒船は「UY」旗を掲揚、夜間は紅色閃光灯を点灯

訓練中は警戒船が配備される

海 図 W199-W1103 (JP共)

出 所 五本部警備救難部



## ★30年261項 阪南港付近 無線方位信号所施設撤去

五管区水路通報30年8号160項削除、29年48号1147項関連

阪南港西方において、無線方位信号所施設が撤去された。

区 域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 34-29-42.6N 135-20-41.7E

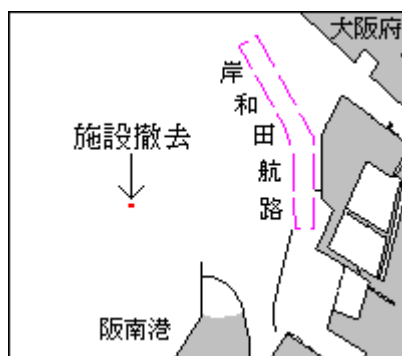
(2) 34-29-42.6N 135-20-43.6E

(3) 34-29-41.5N 135-20-43.6E

(4) 34-29-41.5N 135-20-41.7E

海 図 W1141 (JP共) - W1103 (JP共)

出 所 五本部海洋情報部、阪南港長



## ★30年262項 阪南港 ー 第2区 小型船舶実技講習

阪南第4号物揚場北東方において、小型船舶実技講習が実施される。

期 間 平成30年4月1日、2日、6日～8日、13日～15日、18日、25日  
(予備日4日、5日、9日、11日、12日、16日、17日、19日～23日、26日～30日) 0900～1630

区 域 34-28-10N 135-21-59E 付近

備 考 区域内に蛇行コースを示す球形浮標が3基又は6基設置される

海 図 W1141(JP共)

出 所 阪南港長



## ★30年263項 阪南港 ー 第3区 水上オートバイ競技会

二色の浜沖において、水上オートバイの競技会が実施される。

期 間 平成30年4月14日、15日 0800～日没

区 域 34-26.7N 135-19.7E 付近

備 考 13日0800～15日日没の間、区域明示用の黄色標識灯及びコースを示す浮標が設置される  
競技中は警戒船が配備される

海 図 W1141(JP共)

出 所 阪南港長



## ★30年264項 阪南港 ー 第3区 小型船舶実技講習

泉佐野A防波堤南東方において、小型船舶実技講習が実施される。

期 間 平成30年4月7日、8日、14日、21日  
(予備日9日、11日～13日、16日、18日～20日、22日、23日、25日～28日) 0830～日没

区 域 34-25-15N 135-18-32E 付近

備 考 区域内に蛇行コースを示す球形浮標が3基設置される

海 図 W1141(阪南港南西部接続図、JP共)

出 所 阪南港長



★30年265項 阪神港 — 大阪区、第3区 護岸完成

五管区水路通報29年21号491項削除、27号621項関連  
鶴町1丁目地先において、護岸が完成した。

- 区域 下記3地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
- (1) 34-38-05.9N 135-27-42.9E (岸線上)
  - (2) 34-38-06.0N 135-27-43.1E
  - (3) 34-38-02.5N 135-27-45.6E (岸線上)

備考 上記(2)付近には工事中の鋼矢板が設置されている  
海図 W1148  
出所 五本部海洋情報部



★30年266項 阪神港 — 大阪区、第3区 護岸完成

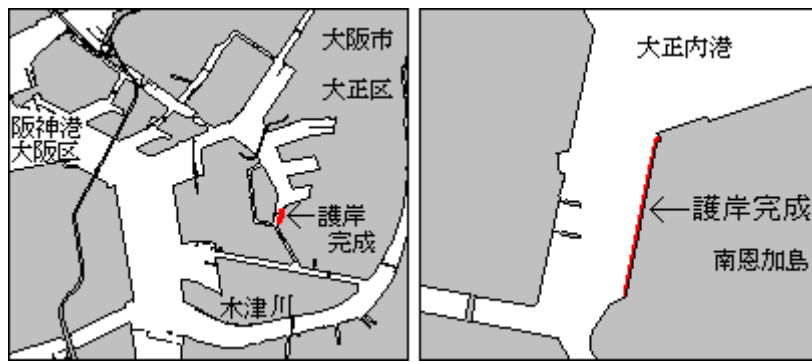
五管区水路通報29年40号909項削除  
大正区南恩加島地先において、護岸が完成した。

- 区域1 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
- (1) 34-38-14.4N 135-27-42.2E (岸線上)
  - (2) 34-38-14.4N 135-27-42.0E
  - (3) 34-38-20.5N 135-27-43.5E
  - (4) 34-38-20.5N 135-27-43.7E (岸線上)

- 区域2 下記2地点を結ぶ線上
- (5) 上記(2)地点
  - (6) 34-38-13.9N 135-27-41.9E (岸線上)

備考 区域2は鋼矢板が設置されている  
海図 W1148  
出所 阪神港長





★30年267項 阪神港 — 大阪区、第3区 護岸完成

五管区水路通報 29年23号523項削除  
木津川運河において、護岸が完成した。

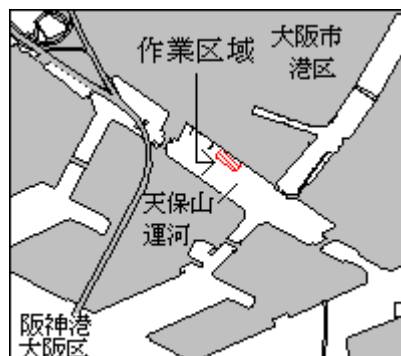
区域 34-38-00.2N 135-27-25.1E 付近  
備考 完成した護岸の両端には工事中の鋼管矢板が存在する  
海図 W1148  
出所 五本部長官海洋情報部



★30年268項 阪神港 — 大阪区、第3区 護岸築造工事

五管区水路通報 29年39号880項削除  
天保山運河において、潜水士・スパッド式クレーン付台船等による護岸築造工事が期間を延長して実施されている。

期間 平成30年5月31日まで 日出～日没  
区域 34-39-06N 135-26-45E 付近  
備考 区域内に汚濁防止膜が設置される  
夜間停泊時は、作業船の二隅に黄色標識灯が設置される  
作業中は警戒船が配備される  
海図 W1148-W123 (JP共)  
出所 阪神港長

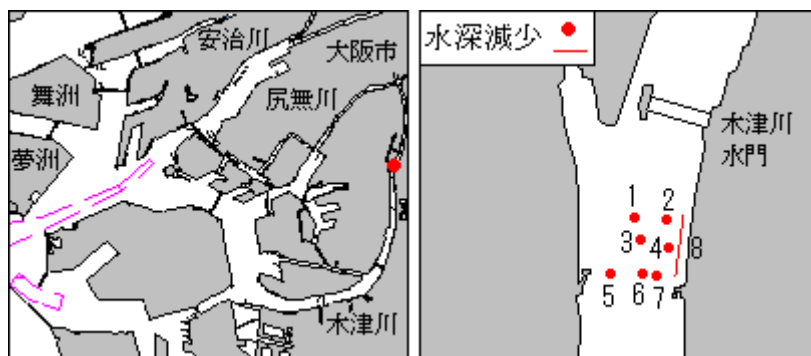


★30年269項 阪神港 — 大阪区、第3区 水深減少

木津川水門南方において、水深が海図記載より減少している。

- 1 海図記載より約3m減少している  
位置 (1) 34-39-00.9N 135-28-44.0E
- 2 海図記載より約3~4m減少している  
位置 (2) 34-39-00.8N 135-28-45.2E
- 3 海図記載より約1m減少している  
位置 (3) 34-39-00.2N 135-28-44.3E
- 4 海図記載より約2m減少している  
位置 (4) 34-39-00.0N 135-28-45.3E
- 5 海図記載より約1~1.5m減少している  
位置 (5) 34-38-59.2N 135-28-43.2E
- 6 海図記載より約4m減少している  
位置 (6) 34-38-59.3N 135-28-44.4E
- 7 海図記載より約2.5~3.5m減少している  
位置 (7) 34-38-59.2N 135-28-44.8E
- 8 海図記載より約2m減少している  
区域 下記2地点を結ぶ線上付近  
(8) 34-38-59.2N 135-28-45.5E  
(9) 34-39-01.0N 135-28-45.8E

海図 W1148  
出所 五本部海洋情報部



★30年270項 阪神港 — 大阪区、第6区 航泊禁止

阪神港大阪区における新島建設工事に伴い、船舶の航泊が引き続き禁止される。

- 期間 平成30年4月1日~平成31年3月31日
- 区域 下記6地点を結んだ線及び陸岸により囲まれる区域
- (1) 34-37-56.5N 135-21-12.0E (岸線上)
  - (2) 34-37-57.9N 135-21-10.5E
  - (3) 34-38-25.4N 135-21-37.0E
  - (4) 34-38-01.6N 135-22-03.4E
  - (5) 34-37-56.1N 135-21-56.1E
  - (6) 34-37-56.3N 135-21-53.2E (岸線上)

備考 上記区域を  
 ・黄色灯標(レーダー反射器付、同期点滅) 10基  
 ・黄色標識灯(レーダー反射器付、同期点滅) 6基(潜堤明示用)  
 ・白色標識灯 3基  
 で表示

航泊禁止区域周辺には、警戒船が配備される

海図 W123(JP共)-W1146(JP共)-W1103(JP共)  
 -W150A(JP共)-W106(JP共)

出所 阪神港長公示大第30-1号(30.3.19)



## ★30年271項 阪神港 — 大阪区、内港航路及び付近 航行制限

阪神港大阪区における新島建設工事に伴い、船舶の航行等が引き続き制限される。

期 間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

区 域 下記5地点により囲まれる区域

- (1) 34-38-08.6N 135-23-25.5E (赤色灯付浮標)
- (2) 34-38-01.5N 135-23-10.7E (大阪第2号灯浮標)
- (3) 34-37-18.7N 135-22-00.3E (大阪新島埋立区域南第4号灯浮標)
- (4) 34-37-33.0N 135-21-46.0E (緑色灯付浮標)
- (5) 34-38-23.9N 135-23-09.8E (大阪第1号灯浮標)

- 制限事項
- 1) 航行制限区域に出入しようとする船舶は、航行制限区域内をその方向に沿って航行する総トン数500トンを超える船舶の進路を避けなければならない。
  - 2) 船舶は、航行制限区域内において、次の場合を除き、投錨し又は曳航している船舶を放してはならない。
    - 1 海難を避けようとするとき。
    - 2 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
    - 3 港長の許可を受けたとき。
  - 3) 船舶は、航行制限区域内において、他の船舶と行き会うときは、できる限り右側を航行しなければならない。

海 図 W123 (JP共)

出 所 阪神港長公示大第30-2号(30.3.19)



★30年272項 阪神港 — 大阪区、第6区及び尼崎西宮芦屋区、第1区  
水中障害物存在

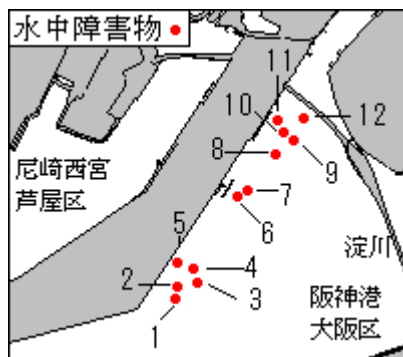
淀川河口付近において、水中障害物が存在する。

位置 下記12地点

- (1) 34-40-51.2N 135-23-43.6E (水深約5m)
- (2) 34-40-53.2N 135-23-44.1E (水深約5m)
- (3) 34-40-55.6N 135-23-49.2E (水深約5m)
- (4) 34-40-58.2N 135-23-48.5E (水深約4.5m)
- (5) 34-40-59.7N 135-23-44.2E (水深約5m)
- (6) 34-41-16.6N 135-24-02.2E (水深約6m)
- (7) 34-41-18.1N 135-24-05.3E (水深約5m)
- (8) 34-41-27.5N 135-24-13.8E (水深約5m)
- (9) 34-41-30.7N 135-24-18.2E (水深約4.5m)
- (10) 34-41-32.5N 135-24-16.5E (水深約4.5m)
- (11) 34-41-35.2N 135-24-14.9E (水深約4.5m)
- (12) 34-41-36.0N 135-24-22.6E (水深約4.5m)

海図 W1107(JP共)－W123(JP共)

出所 五本部海洋情報部



★30年273項 阪神港 — 大阪区、第6区及び尼崎西宮芦屋区、第1区 水深減少

淀川河口付近において、水深が海図記載より減少している。

1 海図記載より約0.5～1m減少している

区域 下記7地点により囲まれる区域

- (1) 34-41-01.1N 135-23-47.0E
- (2) 34-40-43.6N 135-23-53.8E
- (3) 34-40-36.0N 135-23-32.1E
- (4) 34-40-37.7N 135-23-31.3E
- (5) 34-40-35.8N 135-23-25.1E
- (6) 34-40-42.9N 135-23-22.5E
- (7) 34-40-45.5N 135-23-34.0E

2 海図記載より約0.5～1m減少している

区域 下記2地点を結ぶ線上付近

- (8) 34-41-00.0N 135-23-57.7E
- (9) 34-40-52.1N 135-23-50.5E

3 海図記載より約0.5～1m減少している

区域 下記2地点を結ぶ線上付近

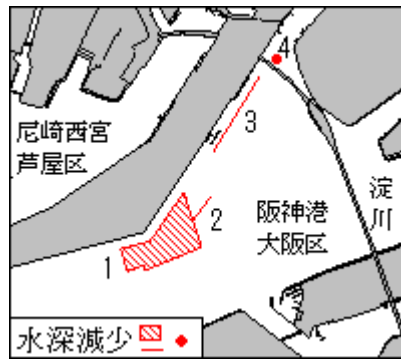
- (10) 34-41-38.3N 135-24-16.6E
- (11) 34-41-13.7N 135-23-58.2E

4 海図記載より約2m減少している

位置 (12) 34-41-43.2N 135-24-22.5E

海図 W1107(JP共)－W123(JP共)

出所 五本部海洋情報部



★30年274項 阪神港 — 尼崎西宮芦屋区、第2区 護岸改修工事

五管区水路通報 29年32号716項削除

西波止町地先において、潜水作業を伴う護岸改修工事が期間を延長して実施されている。

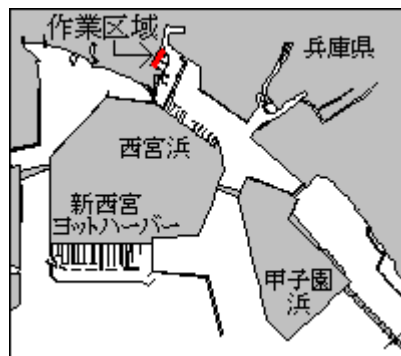
期 間 平成30年7月31日まで 日出～日没

区 域 34-43-29N 135-20-05E 付近

備 考 区域内に汚濁防止膜が設置され、夜間は黄色標識灯にて明示される  
区域内に仮設棧橋が設置される  
警戒船が配備される

海 図 W1107(JP共)

出 所 阪神港長



★30年275項 阪神港 — 尼崎西宮芦屋区、第2区 ヨットレース

西宮防波堤北方において、クルーザーヨット(8艇予定)によるヨットレースが実施される。

期 間 平成30年4月15日 1000～日没

区 域 34-41-53N 135-19-28E を中心とする半径600mの円内区域

備 考 上記区域内にコースを示す橙色浮標が2基設置される  
レース中は警戒船が配備される

海 図 W1107(JP共)

出 所 阪神港長



### ★30年276項 阪神港 — 神戸区、第2区 深淺測量

ティー・エム・ターミナル周辺において、作業船による深淺測量が実施される。

期 間 平成30年4月9日～12日（予備日13日～27日） 日出～日没

区 域 34-41-59N 135-15-19E 付近

海 図 W101A(JP共)

出 所 阪神港長



### ★30年277項 阪神港 — 神戸区、第4区 小型船舶実技講習

和田岬西方において、小型船舶実技講習が実施される。

期 間 平成30年3月30日、4月1日、7日（予備日3月31日）0900～日没

区 域 下記2地点付近

(1) 34-39-06N 135-10-10E

(2) 34-38-54N 135-10-49E

備 考 上記(1)地点付近に蛇行コースを示す橙色球形浮標が3基設置される

海 図 W101A(JP共)～W101B(JP共)

出 所 阪神港長



### ★30年278項 阪神港 — 神戸区、第5区 ドルフィン設置

五管区水路通報29年49号1172項削除

神戸空港北東側において、ドルフィンが設置された。

区 域 下記2地点を結ぶ線上

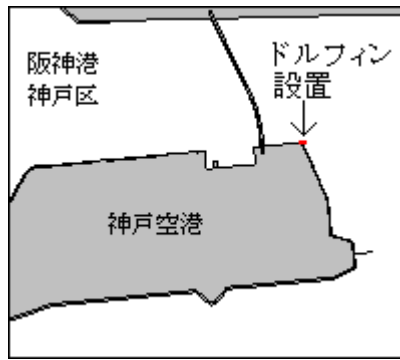
(1) 34-38-30.2N 135-14-11.0E

(2) 34-38-30.1N 135-14-09.1E (岸線上)

備 考 上記(1)地点付近に白色標識灯が設置されている

海 図 W101A(JP共)

出 所 五本部長官海洋情報部、神戸海上保安部



### ★30年279項 明石海峡東方 機器試験

明石海峡東方において、測量船「うずしお」(30トン)による観測機器の試験が実施される。

- 期間 平成30年4月11日～13日のうち1日間 日出～日没
- 区域 34-35-38.4N 135-08-34.3E を中心とする半径約500mの円内区域
- 備考 機器試験は、観測用ケーブルを曳航(曳航長最大約100m)して実施される
- 海図 W131(JP共)
- 出所 五本部海洋情報部



### ★30年280項 明石海峡 — 明石海峡航路 海上作業

明石海峡航路において、灯浮標に測量船「うずしお」(30トン)を接舷しての作業が実施される。

- 期間 平成30年4月9日、10日(予備日11日～24日) 0830～日没
- 位置1 明石海峡航路中央第2号灯浮標(灯台表第1巻3718)(34-37.4N 135-00.6E)
- 位置2 明石海峡航路中央第3号灯浮標(灯台表第1巻3719)(34-36.1N 135-02.9E)
- 備考 測量船は白紅白のえん尾旗を掲揚
- 海図 W131(JP共)
- 出所 五本部海洋情報部



## ★30年281項 明石海峡西方 灯浮標復旧作業

撤去されているカンタマ南灯浮標(灯台表第1巻3808)(34-37.5N 134-54.2E)の復旧作業が、起重機船により実施される。

期間 平成30年4月4日(予備日5日~11日) 日出~日没  
備考 作業中は警戒船が配備される  
海図 W131(JP共)  
出所 神戸海上保安部



## ★30年282項 東播磨港 護岸補強工事

堀川において、潜水士・スパッド式バックホウ台船等による護岸補強工事が実施される。

期間 平成30年4月1日~6月25日(予備日26日~30日) 日出~日没  
区域 34-44-20N 134-48-11E 付近  
備考 区域内に汚濁防止膜及び足場が設置される  
作業中は警戒船が配備される  
海図 W107(JP共)  
出所 東播磨港長

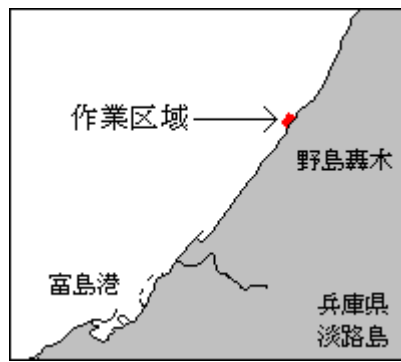


## ★30年283項 淡路島 - 富島港北東方 護岸補強工事

野島轟木地先において、護岸補強工事が実施されている。

期間 平成30年5月31日まで(予備日含む) 日出~日没  
区域 34-34-23N 134-57-25E  
海図 W131(JP共)  
出所 五本部海洋情報部





★30年284項 紀伊水道 — 今切港 灯付浮標復旧

五管区水路通報30年11号245項削除

今切川河口において、消灯していた赤色灯付浮標は復旧した。

位置 34-06-13.4N 134-36-20.6E

海図 W1214

出所 徳島海上保安部



★30年285項 紀伊水道 — 橘浦 灯標一時撤去

五管区水路通報30年4号71項削除、10号217項削除

橘浦裸島北西方灯標(灯台表第1巻3413.5)(33-52.7N 134-42.5E)は、整備作業に伴い一時撤去され、同位置に灯浮標(やぐら形)が設置されている。

期間 当分の間

海図 W1104

出所 徳島海上保安部



★30年286項 四国南岸 ー 足摺岬東方 浮魚礁施設灯復旧

五管区水路通報 29 年 47 号 1140 項削除

消灯し仮灯が設置されていた土佐黒潮牧場 8 号施設灯(灯台表第 1 巻 3069. 9) (32-47. 4N 133-37. 6E)は、復旧した。

海 図 W108(JP共)-W157

出 所 高知海上保安部



★30年287項 四国南岸 ー 高知港 灯台移設(予告)

五管区水路通報 29 年 50 号 1188 項関連

防波堤延長に伴い、高知港東第 1 防波堤西灯台(灯台表第 1 巻 3044. 75)が移設される。

予定日 平成 30 年 4 月 6 日

位 置 新) 33-30-10. 8N 133-35-27. 9E

旧) 33-30-13. 1N 133-35-27. 9E

海 図 W110

出 所 高知海上保安部

